

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成14年11月27日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成14年規程第19号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程（平成8年規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 研究科長が定年による退職のため欠員となるとき。

第3条第2項中「第1号」を「第1号及び第3号」に，「第3号」を「第4号」に改める。

第4条第2項中「第2号及び第3号」を「第2号から第4号」に改める。

附 則

この規程は，平成14年11月27日から施行する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （選考の時期） 第3条 研究科長の選考は、次の各号の1に該当する場合に行う。 (1) 研究科長の任期が満了するとき。 (2) 研究科長が辞任を申し出て、研究科委員会が承認したとき。 <u>(3) 研究科長が欠員となったとき。</u> 2 研究科長の選考は、前項第1号の場合においては、任期満了の1か月前までに行い、同項第2号及び<u>第3号</u>の場合においては、速やかに行うものとする。 （研究科長の任期） 第4条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。 2 前条第1項第2号及び<u>第3号</u>の規定により選考された者の任期は、前任者の残余の期間とする。 〔省略〕	〔省略〕 （選考の時期） 第3条 研究科長の選考は、次の各号の1に該当する場合に行う。 (1) 研究科長の任期が満了するとき。 (2) 研究科長が辞任を申し出て、研究科委員会が承認したとき。 <u>(3) 研究科長が定年による退職のため欠員となるとき。</u> <u>(4) 研究科長が欠員となったとき。</u> 2 研究科長の選考は、前項第1号及び第3号の場合においては、任期満了の1か月前までに行い、同項第2号及び<u>第4号</u>の場合においては、速やかに行うものとする。 （研究科長の任期） 第4条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。 2 前条第1項第2号から<u>第4号</u>の規定により選考された者の任期は、前任者の残余の期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成14年11月27日から施行する。</u>